

令和 3 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01048

研究課題名（和文）中近世ヨーロッパの身分制議会における君臣間の合意形成プロセスの解明

研究課題名（英文）Elucidation of the consensus building process between princes and their vassals in the estates of pre-modern Europe

研究代表者

堀越 宏一（HORIKOSHI, KOICHI）

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：20255194

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：15～16世紀のバール＝ロレーヌ公領の三部会関係史料を分析することを通じて、中世ヨーロッパの身分制議会の機能と歴史的意義に関するホイッグ的古典学説（専制政治に陥りがちな国王権力を臣民が抑制する機関としての議会という考え方）を打破し、フランス王国を含めて、各地の王国や諸侯領に存在していた双方向的な合意形成の姿を実証的に明らかにすることを目指した。その際、保証状という、三部会開催直後に、その決定内容を濫用しないことを君主が誓約した文書は、君臣間の双方向的な関係が存在したことを具体的に物語っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中世ヨーロッパの身分制議会については、イングランド王国における「シモン・ド・モンフォールの議会」（1265年）と「模範議会」（1295年）を代表例として、専制政治に陥りがちな国王権力を臣民が抑制する機関であるという理解が一般的である。しかし、フランス王国の三部会に加えて、その東北の辺境に位置したバール＝ロレーヌ公領の三部会は、君臣間の交渉の場として、より協調的に運営されていた。このような中近世フランスの身分制議会のあり方を知ることは、議会制民主主義の歴史的理解を相対化、ないし多様化する手掛かりとなる。さらには、現在の私たちの議会のあり方をも再考する際の示唆を与えてくれるだろう。

研究成果の概要（英文）：By analyzing the historical documents related to the Estates General of the Duchies of Bar-Lorraine in the 15th and 16th centuries, we aim to break through the Whiggish classical idea on the function and historical significance of the parliament in medieval Europe as a restraining body against the king who tended to fall into tyranny, and to empirically clarify the forms of two-way agreement formation which existed in various kingdoms and principalities, including the Kingdom of France.

At that time, des lettres de non-prejudice, documents by which the monarch pledged, immediately after the Estates General, not to abuse their decisions, concretely show that there existed a two-way relationship between the monarch and his subjects.

研究分野：中近世ヨーロッパ史

キーワード：中世ヨーロッパ史 近世ヨーロッパ史 ロレーヌ 身分制議会 合議制 代表制 租税

1. 研究開始当初の背景

従来の身分制議会史研究では、とりわけイングランドにおける13世紀以来の議会の歴史が重視されてきた。ともすれば専制政治に陥りがちな国王による支配を抑制し、それに制限を課するための機関として身分制議会が発達したことが、「シモン・ド・モンフォールの議会」(1265年)と「模範議会」(1295年)を中心として語られてきた。それはいわゆるホイッグ的な議会史観であり、王権の恣意的専横に対して臣民の権利を擁護する機関として身分制議会が果たした役割を強調するものである。

これに対して、私は、十数年来、14・15世紀のフランス王国における租税制度の誕生と発展について、調査と研究を進めてきた。フランスでは、それまで1年限りの臨時措置として、散発的にしか徴収されていなかった租税が、1355年から1370年までの期間に、毎年開催される三部会で課税承認を受けて、連年、徴収されることが段階的に定着していく。14世紀に始まるこの三部会こそがフランスの身分制議会であり、そこでの中心的な議題は、王権が諮問する翌年の課税に対して、臣民側が合意を与えるか否かであった。

しかし、フランスでは、1451年からは、三部会が必ずしも開催されることなく、そこでの課税同意を得ることもなしに、タイユと呼ばれる直接税の徴収が継続的に実施されるようになる。課税には臣民による合意が必要であるという観念は、フランス社会に存在し続けるものの、三部会の参加に要する費用や時間、長旅の困難から、臣民側は三部会での同意なしに課税が行われることを容認したのである。他方、1453年の百年戦争終了以後、国王側も、予算に余裕があると自発的に課税を放棄することがしばしばあった。ここには、課税強化を一方向的に目指す専制王権とその制限を求める臣民というホイッグ史観的な議会史の古典図式には当てはまらない協調的な君臣関係が表れている。

このように、15・16世紀フランス王国の君臣協調的な身分制議会 = 三部会のあり方は、中世イングランド議会における君臣間の対決を前提とした古典的な身分制議会史理解に対して、それとは異なる視角からの身分制議会の理解を可能にする道を示している。しかし、14世紀以来のフランス王国の国家財政と三部会に関する史料は、18世紀の王宮の火災やフランス革命によってその大部分が失われてしまった。わずかに残された史料も、私の論文も含めた先行研究によって既に悉皆的に利用されており、新たな実証的研究の可能性はほぼ残されていない。

これに対して、現在のフランス東北部のロレーヌ地方に位置し、中近世にはフランス王国と神聖ローマ帝国にまたがる形で存在していたパール = ロレーヌ公領については、15世紀後半から16世紀前半にかけての時期に関して、毎年開催された公領三部会において翌年の課税合意が審議され続け、しかも、その審議内容と最終決定に関する古文書史料がほぼ連続して残されている。

そこでの君臣関係は、フランス王国と同様に協調的であり、公領三部会において課税合意が与えられた場合でも、公による課税放棄や減額が度々行われるとともに、公から臣民に対して、その年の課税が課税目的を限定した1年限りのものであることを保証する「保証状 *lettres de non-préjudice*」が発行されていた。この保証状には、徴税実施に関する君臣双方の主張とともに、臣民の権利に対する君主からの保証が文章化されているのである。

パール = ロレーヌ公領の三部会については、E. Duvernoy, *Les États généraux des duchés de Lorraine et de Bar jusqu'à la majorité de Charles III (1559)*, Paris, 1904 が、文字通り唯一の先行研究であるが、これは、同公領三部会の通史にとどまる研究であり、身分制議会における協調的な合意形成プロセスという視点に立った分析や叙述は含まれていない。

2. 研究の目的

本研究の目的とは、このような15～16世紀のパール＝ロレーヌ公領に関して残された三部会史料の分析を通じて、身分制議会の機能と歴史的意義に関するホイッグ的古典学説を打破し、そこにおいて存在していた双方向的な合意形成の形を、一次史料に基づいて、新たに実証的に明らかにすることにある。

3. 研究の方法

具体的な研究方法としては、第一段階の作業として、パール＝ロレーヌ公領を含めて、中世と近世初頭における西ヨーロッパ各国の身分制議会史及び国家制度史、行政史、政治史の研究の総括を行った。第二段階の作業としては、パール＝ロレーヌ公領三部会関係の未刊行の古文書史料の読解と分析を行う予定だった。しかし、当該研究期間だった2018～20年度には、二つの重大な障害が発生した。一つは、3年間の研究期間中、パール＝ロレーヌ公領の古文書史料の大半が所蔵されているムルト・エ・モゼール県文書館（在ナンシー）が新館移転のために閉館されていたこと、加えて、2019～20年度には、Covid-19の影響でフランスに行くことも不可能だった。このため、書籍、コピー、写真などの形で既に手許にある史料と研究文献を使った作業に限定された。

4. 研究成果

身分制議会史研究全般の検討においては、カナダのケベック大学名誉教授ミシェル・エペールの研究が非常に参考になった。（M. Hébert, *Parlementer. Assemblées représentatives et échange politique en Europe occidentale à la fin du Moyen Age*, Paris, 2014. Id., *La voix du peuple. Une histoire des assemblées au Moyen Age*, Paris, 2018.）エペールは、中世ヨーロッパ諸国の身分制議会のみならず、ローマ・カトリック教会の教会会議や公会議、自治都市の都市参事会までも幅広く含めた合議制という観点から、様々な合議制代表集会の具体的な情報を収集、総合して、中世ヨーロッパにおける合議制代表集会の具体的な形を析出しようと試みている。身分制議会に関しては、その法制史的な定義を前提とするのではなく、「議会のように見える集会」全体の実態を具体的に捉えることで、制度的にはいまだアモールファスな議会的集会を歴史社会学的に捉えようとしている点が非常に重要であるように思われる。

パール＝ロレーヌ公領の身分制議会の歴史に関しては、先行研究とすでに部分的に収集していたムルト・エ・モゼール県文書館の古文書の分析を行った。

その過程では、まず、ロレーヌ公領三部会の起源が、1176～1179年の事件にまでさかのぼることを見出した。1176年のロレーヌ公マチュー1世 Mathieu I^{er}の没後、長男シモン Simon と次男フェリー・ド・ピッチ Ferry de Bitche の間で3年間に及ぶ相続紛争が発生し、最終的に1179年のリブモン Ribemont 和約により、シモン(2世)はかろうじて公位を保持するに至る。この交渉過程で、シモンは、家臣団の支持を得るために、1176年5月14日にゴンドルヴィル Gondreville においてロレーヌ公領家臣団の固有の権利を保証すると同時に、ロレーヌ公領三部会 États de Lorraine の創設を承認した。そこには聖職者も都市民代表も参加していないので、三部会という翻訳は適切ではなく、ロレーヌ公領の封建貴族の会合のようなものだったが、ロレーヌ公領における君臣間の勢力バランスが、すでに12世紀の段階で、家臣側に傾き始めていることが確認できる。

パール伯領（1354年に公領昇格）でも、1288年にパール伯チエボー2世 Thiébaud II（1291年没）が、サン・ミエル Saint-Mihiel に貴族集会を召集しており、これらを合わせて考えると、中世パール＝ロレーヌ公領における家臣側の発言の機会が12～13世紀から確保されていたこ

とが知られるのである。

フランス王国では、14世紀以降、王権による中央集権化が進むのと並行して、それまでの伝統的諸侯領が、フランス王家の親王領となり、急速に王権へ吸収されていくプロセスが見られるが、フランス王国とドイツ王国の東の国境を挟んで立地していたロレーヌ公領とパール公領の場合、以下に述べるように、相続と結婚を通じてヴァロワ・アンジュー家の統治下に入ったにも拘らず、家臣団勢力が優勢で、フランス・モデルが及ばず、独自の領邦制度形成が進んだ。

その後、パール＝ロレーヌ公領の相続については、1419年3月20日のフグ Foug 条約により、アンジュー公ルイ2世妃ヨランド・ダラゴン Yolande d'Aragon（母方を介してパール公領女性相続人）の息子であるルネ1世 René I^{er}（1409年生まれ、当時ギーズ伯、1430年からパール公、1431年から妻イザベル経由でロレーヌ公、1434年からアンジュー公）とイザベル・ド・ロレーヌ Isabelle de Lorraine（1400年頃生まれ、ロレーヌ公シャルル2世（1431年没）の女性相続人）との結婚（1420年に結婚）とルネ1世によるパール公領の相続が承認された。同時に、この結婚により、パールとロレーヌ両公領の同君連合が成立することとなった。ルネ1世は、1480年に亡くなるまでパール公の称号は保持するが、ロレーヌ公領は公妃イザベルが亡くなった1453年に、長男ジャン2世（位1453 - 1470年）に譲られた。

このような複雑な相続が行われた結果、パール＝ロレーヌ公による中央集権化はほとんど進まず、ロレーヌ地方における公権力の求心性は弱体化した。この時期には、両公領の家臣団とともに、初期中世以来有力だった同地方の3司教領（メッス Metz、トゥル Toul、ヴェルダン Verdun）の司教が中心となり、一種の「摂政評議会 conseil de régence」を主体とする統治が行われた。このあたりの事情が、16世紀以降、フランス王国における強力な中央集権的王権のあり方とは対照的な、パール＝ロレーヌ公領の相対的な分権的特徴、公領諸身分＝三部会勢力の優勢、課税に際してのパール＝ロレーヌ公側のあまり強権的ではない姿勢という、ロレーヌの特徴の背景となっていることは明らかである。

三部会に関しては、1437年2月、ルネ1世が、ポン・タ・ムッソン Pont-à-Mousson にパール＝ロレーヌ公領の諸身分を招集した代表制集会在、最初のパール＝ロレーヌ公領の合同三部会となった。この時には、1431年のブルニエヴィルの戦いに敗れた結果、長らくブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの捕虜となっていたルネ1世自身の身代金40万エキュの支払いにあてるための援助金 aides 徴収を議決することが議題となった。これに先行して、パール公領では、既に14世紀以来、直轄領からの通常歳入だけでは財政難に陥っていたため、三部会による合意なしに、いわば恣意的な形で援助金の臨時的徴収が行われていたので、そのようなありかたを是正するとともに、同君連合に入った両公領の財政制度を統一するという目的もあったようだ。この三部会で議決された援助金は、公領全体で実施された最初の課税となった。

これ以後、パール＝ロレーヌ公領では、三部会同意を経た援助金＝税の徴収が定着していった。そこでは、三部会において課税同意に対する投票と、税の割当て、徴収、支出の監査が行われた。課税諮問の三部会では、三身分側からも様々な苦情が申し立てられており、その解決が与えられた後に初めて、課税同意が与えられているという側面もあるのだが、一般的には、課税の同意は簡単な議論のみを経て与えられることが多く、その用途に関する調査も実質的には行われていなかったことが観察される。

例えば、1552年6月と1554年5月には、三部会が開催される時間的余裕がなかったために、三部会ではなく、ナンシーにおける封建家臣会議 les Assises de Nancy において、両公領における課税の同意が与えられ、徴税が実施されることとなったが、この会議に参加できなかった諸身分の人々やヴォージュ管区やパール公領の貴族からそのことが問題視された様子は認められ

ない。公側からいつもどおりの保証状が発行されているのみであり、関係者間に、課税に関する暗黙の合意のようなものが存在していたことを感じさせるのである。

そのような事情の背景としては、税を支払うことにより、紛争や戦争から守られているという臣民側の安心感や公に対する信頼感と共に、税を支払うことにより、少なくともパール公領では貴族でも、軍役を免れることが出来たことなどが推定される。

15世紀後半から16世紀前半にかけての時期の「保証状 lettres de non-préjudice」とは、三部会による課税同意に続いて、その直後にパール＝ロレーヌ公側から被課税者に対して、しばしば身分毎に発行された開封勅許状（公が発行する最高格式の証書）であり、同意された課税承認が乱用されないことを保証する文書である。既に1437年2月のロレーヌ公ルネ1世の保証状や1464年11月のロレーヌ公ジャン2世とニコラ父子の保証状では、その時の課税が一度だけであり、これを先例としないことや、以後、これ以外の援助金や税を公側が要求しないことなどが明記されていた。

15世紀末からは、保証状の内容が詳しくなる傾向がある。そこでは、一般的に、以下のような条項が含まれている。

1. 臣民から同意された金額の確認。

2. それが臣民の厚意による贈与であり、今後、臣民に損害を与えるものにならないこと、即ち、今回支払われた税を口実にして、公の権限で別の類似の課税を行わないこと。

3. 家臣が、その領民に対して慣習的に認められている特権を行使すること、即ち、領民が支払わねばならないような税について、彼らに代わって、家臣が三部会に出席して投票すること。

保証状の文言や内容が完全であり、また公側によってその通りに順守されるべきことについては、相当な関心が払われていて、過去や未来の合意に言及されることもあった。

1527年1月30日の保証状では、このときの三部会で承認された援助金だけでなく、2年前に野党団 les Rustauds を攻撃する際に、少数の聖職者と貴族のみによって、緊急に承認された御用金についても、その保証を言明している。1569年8月8日の保証状では、このときの三部会が承認した課税だけでなく、公シャルル3世（位1545 - 1608年、1577年まで叔父のニコラ Nicolas が摂政）の今後の摂政時代に徴収されることが予想される税についても、保証を明言している。これは、シャルル3世に危惧されていたその独裁的性向ゆえに、摂政時代に摂政ニコラが発行した保証状が、シャルル3世が成年となった時に反故にされることを恐れたためであると考えられる。

また、ロレーヌ公と臣民双方の権利や主張が併記されている事例もある。1544年4月19日の保証書では、承認された課税に対して、非常に多くの制限条項と臣民全体に及ぶ免税が規定されている。さらに、公側も、それらの規定が聖職者と貴族の所領にのみ適用され、公自身の所領については公が自由に行動できることを確認している。

このように、保証状とは、君主による権力濫用を抑制する契約書的文書であり、援助金課税には、それを納める納税者の承認が必要であるという原則を、具体的に平明に表明したものだ。加えて、三部会で課税が承認された後には、公は臣民に謝意を表明するという慣行さえあったことが知られている。保証状を中心として、パール＝ロレーヌ公領の身分制議会史料を分析することによって、当時、多くのヨーロッパ諸王国で恒常化しつつあった課税をめぐる、イングランド議会とも、フランス王国三部会とも異なる、パール＝ロレーヌ公領の身分制議会における君臣間の双方向的な交渉の実態が明らかになるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀越宏一
2. 発表標題 合評会報告。上田耕造『ブルボン公とフランス国王 中世後期フランスにおける諸侯と王権』（晃洋書房、2014年3月）
3. 学会等名 REN研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 堀越宏一
2. 発表標題 フランクリン文庫所蔵のフランス古文書史料からみた歴史研究 ロブリエール家文書の物語
3. 学会等名 一橋大学図書館（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 パトリック・コルベ、堀越 宏一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 160
3. 書名 中世ヨーロッパの妃たち	

1. 著者名 河原温、堀越宏一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 放送大学教育振興会	5. 総ページ数 292
3. 書名 西洋中世史	

1. 著者名 江川温、マルク・スミス、田邊めぐみ、ハンノ・ウェイスマン	4. 発行年 2020年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 390
3. 書名 東西中世のさまざまな地平	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関